

議案第2号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月21日提出

白井市長 笠井喜久雄

提案理由

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

## 白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第2号資料

### ○白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）新旧対照表

改 正 案			現 行					
(略)			(略)					
<b>別表（第2条関係）</b>								
(略)								
手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額			
敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第11項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)			
道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	(略)			
(略)			(略)					